

全建労発第 11 号

令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

〔公印省略〕

皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より別添のとおり、労働安全衛生規則に基づく皮膚等障害化学物質等につきまして、今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、「令和 7 年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会報告書」が取りまとめられ、「令和 7 年度化学物質管理に係る専門家検討会」において、新たに別添の 16 物質について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断され、令和 9 年 4 月 1 日から適用するとされたことについての通知がありました。

つきましては、別添の通知及び下記厚生労働省ホームページについて、貴協会におかれましても貴協会の会員企業に対し周知のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

以上

（担当：労働部 浜崎・吉田）